公益社団法人鳥取市シルバー人材センター会員業務就業規約

（目的）

第１条　公益社団法人鳥取市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の会員（以下「会員」という。）が発注者（センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。）の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、センターと発注者が別に定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

（業務の具体的内容及び会員業務委託料）

第２条　発注者が会員に委託する業務（以下「会員業務」という。）の具体的内容及び会員業務の対価として発注者が会員に支払う会員業務委託料（第７条第１項に規定する経費を含む。以下同じ。）は、センターと発注者が別に定めるものとする。

（就業条件に係る会員の同意等）

第３条　センターは、発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員（以下「業務実施会員」という。）の就業条件を本規約に定める内容並びに前条に規定するセンターと発注者が別に定めた内容及び会員業務委託料（この条において「業務実施会員の就業条件」という。）とすることについて、業務実施会員の同意を得るものとする。

２　前項の業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間において、業務実施会員の就業条件を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したものとする。

３　センターと発注者は、第１項に規定する業務実施会員の就業条件を変更することができるものとする。

４　センターは、前項の規定により業務実施会員の就業条件を変更したときは、変更した就業条件について、業務実施会員の同意を得るものとする。

５　前項の業務実施会員の同意があったときは、第２項を準用する。この場合において、「業務実施会員の就業条件」を「業務実施会員の就業条件の変更」と、「請負契約又は準委任契約」を「請負契約又は準委任契約の変更」と読み替えるものとする。

（会員業務委託料の支払い）

第４条　発注者は、業務実施会員に第２条の規定に基づき、会員業務委託料を支払うものとする。

２　業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。

３　発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料をセンターに支払うものとする。

４　前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受けた日又は役務の提供を受けた日から起算して６０日以内の期間内において定めるものとする。

５　発注者は、第３項の会員業務委託料をセンターが指定する金融機関の口座に振り込むときは、振り込みに係る手数料を負担するものとする。

（センターによる立替払い）

第５条　センターが発注者に会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われないときは、センターは、民法第４７４条（明治２９年法律第８９号）の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

２　センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払いを行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

（会員業務の実施）

第６条　業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとし、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客から苦情を受けることがないように注意しなければならない。

２　センターは、業務実施会員に会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとする。

３　発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命及び身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な措置を行うものとする。

４　発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に指揮命令を行うことはできない。

（費用の負担等）

第７条　業務実施会員は、会員業務の実施のために必要な機械、設備若しくは機材（この条において「機械等」という。）又は材料若しくは資材（この条において「材料等」という。）を用意し、その経費を会員業務委託料として発注者に請求するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械等の貸与を受け、又は材料等の提供を受けることができるものとする。

３　業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械等の貸与を受けたときは、当該機械等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。

４　発注者は、第２項の規定により業務実施会員に機械等を貸与し、又は材料等を提供したときは、会員業務委託料から機械等の貸付料又は材料等の経費を相殺することができるものとする。

５　第１項の規定は、業務実施会員が会員業務の実施のために必要な機械等をセンターから無償で貸与を受け、又はセンターが会員業務の実施のために必要な材料等を用意することを妨げない。この場合において、センターは、機械等の貸与料又は材料等の経費をセンター業務委託料として発注者に請求するものとする。

６　第３項の規定は、前項の規定により業務実施会員がセンターから機械等の貸与を受けた場合について準用する。この場合において、第３項の規定中「発注者」とあるのは「センター」と読み替えるものとする。

（会員業務の不履行及び代替措置）

第８条　業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならない。

２　センターは、前項の申し出があったとき又は業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。

３　第３条第２項の請負契約又は準委任契約（同条第５項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、センターが前項の通知を行ったときに終了する。

４　センターは、第２項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させたときは、発注者の同意を得て、当該業務実施会員以外の会員（以下「代替会員」という。）又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者（以下「代替業務実施

者」という。）を選定して会員業務を完遂させるものとする。
5　前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、発注者は、本規約に定めるところにより、当該代替会員に会員業務を委託するものとする。
6　発注者は、第２項の規定により会員業務が終了したときは、当該業務実施会員が行った業務の出来高に応じ、センターと発注者が別に定める額（第７条第１項に規定する経費を含む。以下「出来高による額」という。）を当該業務実施会員に支払うものとする。
7　前項の規定により発注者が業務実施会員に出来高による額を支払うときは、第４条及び第５条の規定を準用する。この場合において、第４条見出し中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第１項中「第２条に規定する会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と、同条第２項、第３項、第４項及び第５項並びに第５条第１項中「会員業務委託料」とあるのは「出来高による額」と読み替えるものとする。
8　第４項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させたときは、発注者は、センターと発注者が協議して別に定める額（第７条第１項に規定する経費を含む。以下同じ。）をセンターに支払うものとする。
9　センターは、代替業務実施者が完遂した会員業務の対価として業務委託料を代替業務実施者に支払うものとする。

（契約不適合責任）

第９条　業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容がセンターと発注者が別に定めた内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
2　センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、当該請求が相当と認めるときは、当該業務実施会員に、又は発注者の同意を得て、代替会員若しくは代替業務実施者を選定して、会員業務を完遂させるものとする。
3　発注者は、前項の規定により代替会員が会員業務を完遂する場合、センターの同意を得て当該業務実施会員に支払う会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、減額される額を当該業務実施会員に通知するものとする。
4　前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第５項の規定を準用する。この場合において、同条第５項中「前項」を「第２項」と読み替えるものとする。
5　第２項の規定によりセンターが代替業務実施者を選定して会員業務を完遂させるときは、前条第９項の規定を準用する。

（利用契約の終了等による会員業務の終了）

第 10 条　センターと発注者が締結した利用契約がセンターと発注者との合意により解約されたとき又はセンター若しくは発注者のいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員（当該利用契約の解約又は解除終了等の際、現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。）に通知し、会員業務を終了させるものとする。
2　第３条第２項の請負契約又は準委任契約（同条第５項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約）は、業務実施会員が前項の通知を受けたときに

終了するものとする。

３　第１項の規定により会員業務が終了したときは、第８条第６項及び第７項の規定を準用する。この場合において、第８条第６項中「第２項」とあるのは「第 10 条第１項及び第２項」と読み替えるものとする。

（双方代理の承諾）

第 11 条　業務実施会員は、会員業務の遂行及びこれに関する一切の行為において、センターが発注者及び業務実施会員の双方を代理することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとする。

（著作権の帰属等）

第 12 条　会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。

２　前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて、センターと発注者が合意し、かつ、業務実施会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

（再委託、権利・義務の移転の禁止）

第 13 条　業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならない。

２　前条第２項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

３　第１項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

（守秘義務・個人情報管理）

第 14 条　業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

２　業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

３　発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

４　前３項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

（損害賠償）

第 15 条　発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

２　発注者及び業務実施会員は、前項の規定により、相手方に損害賠償の請求を行うときは、センターを通じて行うものとする。

３　業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。

４　センターは、第２項の規定により発注者から業務実施会員に損害賠償の請求を受けた場合又は前項の規定により通知を受けた場合において、当該請求が相当と認めるときは、民法第４７４条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行うものとする。

５　前項の場合において、センターは、センターが加入する損害保険会社に前項の損害賠償金に係る損害保険により填補される額の支払いを求めるものとする。

６　第４項の場合において、センターは、業務実施会員に前項の損害保険の免責額の支払いを求めるものとする。

７　センターは、第４項の規定により発注者又は第三者に損害賠償金の支払いを行った場合において、第５項の填補される額に前項の免責額を加えて得た額が第４項の損害賠償金の額に達しないときは、加入する損害保険において、填補されなかった損害賠償金の額及び業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に求償することができるものとする。

（その他）

第 16 条　本規約に定めのない事項については、センター及び発注者が協議し、業務実施会員の同意を得て、決定するものとし、本規約の条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

附　則

この規約は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、令和８年１０月１日から施行する。